

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	23-1
許認可等の種類	転飼養蜂の許可			
根拠法令条例等・条項	養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項			
許認可等の概要	養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	各地域ごと(県内10地域)に開催される蜜蜂転飼調整委員会等で同意を得ること			
基準の制定根拠	養蜂振興法の施行について(平成24年11月1日付け24生畜第1518号農林水産省生産局長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	蜜蜂転飼調整委員会開催後7日			
期間の制定根拠	申請に対する審査、事務処理に要する日数			